(表)

滞在業務開始届

年 月 日

保健福祉事務所長 あて

住所届出者氏名電話番号

滞在業務を開始するので、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の4の規定により、次のとおり届け出ます。

1 業 務 の 種 類	あん摩マッサー	-ジ指圧 ・ はり ・	きゆう
2 業務を行う場所			
3 業務を行う期間	自 至 年	月 月	日日
4 あん摩マッサージ指圧師 (はり師、きゆう師)が目が 見えない者である場合は、 その旨	□ (記入上の注意事項 あん摩マッサージ指圧師 い者である場合は、□にレ		が見えな

[注意事項]

1 開設者の本人確認

開設者は、本人確認書類を保健福祉事務所長に提示することにより、開設者本人であることの確認を受けること。

なお、郵送、代理人又は保健福祉事務所長が認めた方法により届出を行う場合は、印鑑登録証明書(発行日が届出日前6月以内のものに限る。)の原本を提出することにより、開設者本人であることの確認に代えることができる。

- 2 添付書類
 - (1) 業務に従事する施術者のあん摩マッサージ指圧師(はり師、きゆう師)の免許証の写し
 - (2) 業務に従事する施術者の本人確認書類の写し
- 3 その他
 - (1) 第6条第2項の規定により開設者が業務に従事する施術者のあん摩マッサージ指圧師(はり師、きゆう師)の免許証及び本人確認書類の原本と照合したことを証明する場合は、次の例によること。
 - 例1 別紙を添付して証明する場合

この届出に添付した業務に従事する施術者のあん摩マッサージ指圧師(はり師、きゆう師)の免許証及び本人確認書類の写しは、いずれも原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

開設者住所開設者氏名

印

例2 あん摩マッサージ指圧師(はり師、きゆう師)の免許証及び本人確認書類の写しのそれぞれの余白に 必要事項を記載し、及び押印して証明する場合

本書は原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

開設者住所開設者氏名

印

- (2) 開設者が本人確認書類を保健福祉事務所長に提示することにより本人確認を受ける場合にあつては、上記 (1)の開設者による原本証明の押印を省略することができる。
- (3) 開設者が印鑑登録証明書を提出することにより本人確認を受ける場合にあつては、上記(1)の開設者による原本証明の印には、当該登録印を使用すること。